

議案第7号

富津市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）における消費税及び地方消費税の税率の引上げ等に伴い、道路占用料の改定等をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市道路占用料条例の一部を改正する条例

第1条 富津市道路占用料条例（昭和48年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第18条に規定する事業を除く。）」を削る。

別表中「61円」を「64円」に、「施行令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第7条第1号」に、「36円」を「37円」に、「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改める。

第2条 富津市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表中「64円」を「66円」に、「37円」を「38円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条の規定（「61円」を「64円」に、「36円」を「37円」に改める部分を除く。） 公布の日

（2）第2条の規定 平成27年10月1日

（経過措置）

2 第1条の規定（「61円」を「64円」に、「36円」を「37円」に改める部分に限る。）による改正後の富津市道路占用料条例の規定は、前項本文に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後の許可に係る占用料について適用し、施行日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の富津市道路占用料条例の規定は、附則第1項第2号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後の許可に係る占用料について適用し、一部施行日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。